

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（削る）</p> <p>（募集に該当しない有価証券の発行）</p> <p><u>2-4</u> 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。</p> <p>① （略）</p> <p>② 法第2条第3項第2号イ、ロ又はハに該当する場合</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p><u>2-5</u> （略）</p> <p>（数種の株式）</p> <p><u>2-6</u> 会社法第108条第1項に規定する異なる種類の株式（例えば、普通株と優先株）は、定義府令第10条の2条第1項第9号に定める事項が同一でないことに留意する。</p> <p><u>2-7</u> 法第2条第1項第15条に掲げる有価証券及び同項17号に掲げる有価証券で同項15号に掲げる有価証券の性質を有するものにおける定義府令第13条第2項に掲げる要件に該当する場合は、例えば、コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合をいう。</p> <p>（削る）</p> <p>（売出しに該当しない有価証券の移転）</p> <p><u>2-8</u> 次に掲げるような場合には、「有価証券の売出し」（法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。）とはならないことに留意する。</p> <p>①～⑤ （略）</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（売出しに該当する自己株式の処分）</p> <p><u>2-4</u> 会社が会社法第199条の規定により自己の株式を処分する場合で、均一の条件で、50名以上の者を相手方として売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。）を行うときは「有価証券の売出し」（同項に規定する有価証券の売出しをいう。2-10において同じ。）に該当することに留意する。</p> <p>（募集に該当しない有価証券の発行）</p> <p><u>2-5</u> 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。</p> <p>① （略）</p> <p>② 法第2条第3項第2号イ又はロに該当する場合</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p><u>2-6</u> （略）</p> <p>（数種の株式）</p> <p><u>2-7</u> 会社法第108条第1項に規定する異なる種類の株式（例えば、普通株と優先株）は、定義府令第12条第1項第4号に定める事項が同一でないことに留意する。</p> <p><u>2-8</u> 定義府令第13条第3項第3号に規定する「前項に定める要件に該当する場合」とは、例えば、コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合をいう。</p> <p>（売出しに該当する有価証券の売付け勧誘等）</p> <p><u>2-9</u> 法第2条第4項第1号に規定する「均一の条件」とは、売出価格、売渡期日等の条件が、同一のものをいう。</p> <p>（売出しに該当しない有価証券の移転）</p> <p><u>2-10</u> 次に掲げるような場合には、「有価証券の売出し」とはならないことに留意する。</p> <p>①～⑤ （略）</p>

法第4条（募集又は売出行為）

（募集又は売出行為）

4-1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第4項に規定する有価証券の売出し（法第2条の2第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。）に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければすることができないことに留意する。

（新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等）

4-5 新株予約権付社債券の募集又は売出し（法第4条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。23の14-3、24の5-8及び24の5-9を除き、以下同じ。）に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第3項第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する

（通算規定の対象とする売出価額）

4-10 開示府令第2条第3項第3号の2の規定により通算の対象とされる1月以内に売付け勧誘等が行われた既発行証券の売出価額の総額については、4-8を準用する。

4-11 (略)

4-12 (略)

4-13 (略)

（届出の取下げ願いが提出された場合）

4-14 4-13により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第6項に規定する通知書の提出があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。

（発行価額又は売出価額の総額が届出を要する金額になった場合）

法第4条（募集又は売出行為）

（募集又は売出行為）

4-1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第3項に規定する有価証券の売出し（法第2条の2第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。）に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項又は第2項の届出をした後でなければすることができないことに留意する。

（新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等）

4-5 新株予約権付社債券の募集又は売出し（法第4条第3項に規定する有価証券の売出しをいう。23の14-3、24の5-8及び24の5-9を除き、以下同じ。）に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売出価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第3項第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。

（新設）

4-10 (略)

4-11 (略)

4-12 (略)

（届出の取下げ願いが提出された場合）

4-13 4-12により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第5項に規定する通知書の提出があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。

（発行価額又は売出価額の総額が届出を要する金額になった場合）

4-15 法第4条第1項第6号に該当することにより有価証券通知書を提出して有価証券の募集又は売出しを開始した後において、合理的に見込まれた当初の発行価額又は売出価額の総額が時価の騰貴等によって同号の規定に該当しないことにより届出を要すると見込まれる金額になったときは、当該届出をしなければそのとき以降の募集又は売出しをすることができないことに留意する

4-16 (略)

(有価証券届出書の提出期限の特例が適用される場合)

4-17 法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる場合」とは、一定の日における株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える方法によって株式又は新株予約権の募集を行う場合及び一定の日における株主に優先的に応募資格を与える募集又は売出しを行う場合をいう。

(削る)

4-19 当該有価証券自体が以前の募集又は売出しの届出に係るものであった場合のほか、例えば、以下のものに該当する場合でも、その発行者が有価証券報告書の提出を免除されている者でない限り、法第4条第7項に規定する「開示が行われている場合」に該当することとなるので留意する。

①～④ (略)

法第5条 (有価証券届出書の提出とその添付書類)

5-30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあつてはおおむね様式1により、店頭登録会社にあつては様式1に準じて、これら以外の会社にあつてはおおむね様式2により作成するものとする。

(様式1)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社  
印

会社名  
代表者の役職氏名 印

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社の発行する株券は、〇〇取引所に上場されている。

4-14 法第4条第1項第5号に該当することにより有価証券通知書を提出して有価証券の募集又は売出しを開始した後において、合理的に見込まれた当初の発行価額又は売出価額の総額が時価の騰貴等によって同号の規定に該当しないことにより届出を要すると見込まれる金額になったときは、当該届出をしなければそのとき以降の募集又は売出しをすることができないことに留意する。

4-15 (略)

(有価証券届出書の提出期限の特例が適用される場合)

4-16 法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる場合」とは、一定の日における株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える方法によって株式又は新株予約権の募集を行う場合及び一定の日における株主に優先的に応募資格を与える募集又は売出しを行う場合をいう。

(株主割当等の場合の提出日)

4-17 法第4条第3項に規定する「その日の二十五日前までにしなければならない」とは、その日の前日から起算して25日前の日の前日までに有価証券届出書を提出しなければならないことをいう。

4-19 当該有価証券自体が以前の募集又は売出しの届出に係るものであった場合のほか、例えば、以下のものに該当する場合でも、その発行者が有価証券報告書の提出を免除されている者でない限り、法第4条第6項に規定する「開示が行われている場合」に該当することとなるので留意する。

①～④ (略)

法第5条 (有価証券届出書の提出とその添付書類)

5-30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあつてはおおむね様式1により、店頭登録会社にあつては様式1に準じて、これら以外の会社にあつてはおおむね様式2により作成するものとする。

(様式1)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社  
印

会社名  
代表者の役職氏名 印

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社の発行する株券は、〇〇取引所に上場されている。

(新規上場日 平成 年 月 日)

(注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。

3 (次のいずれかを記載する。)

イ 当社の発行済株券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。

(1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円  
(2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円

ロ 当社の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。 円

(参考)

(平成 年 月 日の上場時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円

(平成 年 月 日の上場時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円

(平成 年 月 日の上場時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円

ハ 当社は、本邦において算定基準日(平成 年 月 日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額が100億円以上である。

(参考)

(平成 年 月 日の募集)  
券面総額 円

(平成 年 月 日の売出し)  
券面総額 円  
合計額 円

ニ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券(〇〇)を既に発行していること。

ホ 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場している株券の基準時時価総額及び基準時上場時価総額の合計額が1000億円以上である。 円

(参考)

(平成 年 月 日の上場時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円

(平成 年 月 日の時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円

(平成 年 月 日の時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円

(新規上場日 平成 年 月 日)

(注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。

3 (次のいずれかを記載する。)

イ 当社の発行済株券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。

(1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円  
(2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円

ロ 当社の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。 円

(参考)

(平成 年 月 日の上場時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円

(平成 年 月 日の上場時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円

(平成 年 月 日の上場時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円

ハ 当社は、一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている(これらの格付が公表されている場合に限る。))。

(1) 格付が付与されている社債券(既に発行したもの)の名称 〇〇格付 〇〇(格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

(2) 格付が付与されている社債券の名称 既に発行したもの又は当該届出をしようとするものの別格付 〇〇(格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

ニ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券(〇〇)を既に発行していること。

(新設)

ける最終価格 円×株式総数 株＝ 円

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社印

会社名  
代表者の役職氏名 印

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 (次のいずれかを記載する。)  
イ 当社は、本邦において算定基準日(平成 年 月 日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額が100億円以上である。  
(参考)  
平成 年 月 日の募集)  
券面総額 円  
平成 年 月 日の売出し)  
券面総額 円  
合計額 円  
ロ 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場している株券の基準時時価総額の合計額が1000億円以上である。 円  
(参考)  
平成 年 月 日の時価総額)  
〇〇取引所にお 発行済  
ける最終価格 円×株式総数 株＝ 円  
平成 年 月 日の時価総額)  
〇〇取引所にお 発行済  
ける最終価格 円×株式総数 株＝ 円  
平成 年 月 日の時価総額)  
〇〇取引所にお 発行済  
ける最終価格 円×株式総数 株＝ 円

#### 法第7条(訂正届出書の提出)関係

7-7 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。  
ただし、法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社印

会社名  
代表者の役職氏名 印

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに關し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている(これらの格付が公表されている場合に限る。)。  
(1) 格付が付与されている社債券(既に発行したもの)の名称 〇〇  
格 付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)  
(2) 格付が付与されている社債券の名称  
既に発行したもの又は当該届出をしようとするものの別  
格 付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

#### 法第7条(訂正届出書の提出)関係

7-7 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。  
ただし、法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

①～⑱ (略)

法第15条 (届出の効力発生と目論見書の交付) 関係

(特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続に係る届出の効力発生)  
15-1 法第15条第1項の適用に関し、その特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続につき法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る組織再編成(法第2条の2第1項に規定する組織再編成をいう。)の会社法上の効力を発生させてはならないものとして取り扱うこととする。

法第23条の (発行登録追補書類の提出) 関係

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)  
23の8-2 4-13から4-18まで、5-3、5-4、5-5及び5-7、5-9から5-11、5-23、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

法第24条の5 (半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出) 関係

(特定子会社)  
24の5-17 開示府令第19条第8項第1号に規定する「百分の十」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうちに占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の総額のうちに占める割合によることに留意する。

(削る)

①～⑱ (略)

法第15条 (届出の効力発生と目論見書の交付) 関係

(特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続に係る届出の効力発生)  
15-1 法第15条第1項の適用に関し、その特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続につき法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る組織再編成(法第2条の2第1項に規定する組織再編成をいう。)の会社法上の効力を発生させてはならないものとして取り扱うこととする。

法第23条の (発行登録追補書類の提出) 関係

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)  
23の8-2 4-12から4-18まで、5-3、5-4、5-5及び5-7、5-9から5-11、5-23、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

法第24条の5 (半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出) 関係

(特定子会社)  
24の5-17 開示府令第19条第7項第1号に規定する「百分の十」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうちに占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の総額のうちに占める割合によることに留意する。

法第23条の14 (海外発行証券の少数向け勧誘) 関係

23の14-1 次に掲げる場合は、有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘が行われる場合に該当しないので、外国で既に発行された有価証券が譲渡される場合であっても、法第23条の14の規定の適用はないことに留意する。

- ① 金融商品取引業者が、顧客の書面による注文を受けてその計算において当該有価証券を譲渡する場合
- ② 従業員持株会を通じて継続的に株券が取得される場合

23の14-2 法第23条の14に規定する「当該有価証券の売付けの総額が一億円を超えない範囲内」における売付けの総額は、個々の売付けの相手ごとに算定するのではなく、当該有価証券と同一銘柄の有価証券について、それまでに他の者に売り付けた額も通算して算定することに留意する。ただし、当該売付けの日前6月以前に売り付けた金額については通算しないことができる。

法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係

（特定子会社）

24の5—17 開示府令第19条第8項第1号に規定する「百分の十」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうち占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の総額のうち占める割合によることに留意する。

23の14—3 開示府令第14条の16第2項第2号イに規定する「有価証券の内容等を説明した文書」は、法第2条第10項に規定する目論見書に該当しないことに留意する。

ただし、当該文書に売付価格等の均一の条件を記載して50名以上の者に交付している場合には、法第2条第4項第1号に定める場合の売出しに該当するの  
で留意する。

法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係

（特定子会社）

24の5—17 開示府令第19条第7項第1号に規定する「百分の十」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうち占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の総額のうち占める割合によることに留意する。